

平成 28 年 春の全国交通安全運動実施要綱

1 目的

新入学（園）シーズンを迎え、子供が巻き込まれる交通事故の発生が懸念される。また、依然として高齢者が関係する死亡事故の割合が高く、中でも歩行中・自転車乗用中の被害が多発している。

本運動は、こうした情勢を踏まえ、入学（園）して間もない児童・園児や高齢者に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間 平成 28 年 4 月 6 日(水)から同月 15 日(金)までの 10 日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4 月 10 日(日)

3 主唱

岐阜県交通安全対策協議会

4 運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止

5 運動の重点

- (1) 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

6 運動の基本（子供と高齢者の交通事故防止）の推進項目

- (1) 日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- (2) 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - ア 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
 - イ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
 - ウ スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保す

- るための交通安全総点検及び通行する車両の運転者に対する注意喚起を促すための広報啓発の促進
- (3) 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
 - (4) 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中での反射材用品等の着用の促進
 - (5) 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
 - (6) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
 - (7) 子供、高齢者、障がい者等に対する思いやりのある運転の促進、交通環境の整備
 - (8) ゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
 - (9) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進

7 運動の重点に関する主な推進項目

- (1) 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）

平成27年中の自転車に関係した交通事故死者数は13人（前年対比1人減）で、全死者数の12.3%（前年対比2.8ポイント減）となった。

自転車は、身近な交通手段として、また、環境負荷が少ないことや健康志向等から利用者が増加する一方、自転車が当事者となる交通事故割合の増加、自転車利用者による危険・迷惑行為が社会問題となっている。

以上の情勢を踏まえ、次の項目を推進する。

ア 推進項目

- ① 自転車安全利用五則の周知徹底
学校における交通安全教育や老人クラブ、地域における集会など各種会合で、「自転車安全利用五則」を周知徹底し、自転車利用者に対する交通ルール・交通マナーの向上を推進する。
- ② 自転車の安全性の確保
自転車の整備点検、自転車への反射材用品の装着のほか、幼児・児童に加えて高齢者や中学・高校生等の乗車用ヘルメット着用について、街頭啓発活動など各種機会を通じて指導・啓発し、自転車利用時における安全性の確保を推進する。

③ 損害賠償責任保険等への加入促進

近年、自転車が加害者となる交通事故が発生している現状を踏まえ、自転車事故被害者の救済に資するため、TSマーク付帯保険をはじめとした損害賠償責任保険等への加入を促進する。

イ 推進要領

推進区分	推 進 内 容
自転車の利用者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車安全利用五則を遵守し、交通ルール・マナー向上に努める。 ○ 自転車は、車両の仲間で車道通行が原則、歩道通行は例外であり、歩道を通行する場合は、必ず歩行者を優先する。 ○ 二人乗り、傘差し、スマートフォン・イヤホン使用、飲酒運転の危険性を再認識し、自転車の安全利用を徹底する。 ○ 夕暮れ時や夜間の自転車での外出に備え、自転車には必ず夜光反射材用品等を装着する。 ○ 日頃から自転車の整備点検を行い、自転車の安全利用に心がける。 ○ 自転車側が加害者となる事故も発生している現状を理解し、損害賠償に備えた損害賠償責任保険等への加入を促進する。 ○ 子供の手本となるよう高齢者も含め、大人も乗車用ヘルメットを着用するよう努める。
家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車による交通事故が招く責任の重さなどについて家族で話し合い、「自転車安全利用五則」の理解を深める。 ○ 子供が自転車に乗る際は、必ず乗車用ヘルメットを着用させるとともに、子供の手本となるよう高齢者も含め、大人も乗車用ヘルメットを着用するよう努める。 ○ 幼児2人を同乗するときは、安全基準を満たした幼児二人同乗用自転車の利用に努める。 ○ 子供や高齢者の危険な行為を見かけた時は、「危ないよ。交通ルールを守ろうね。」などとひと声をかける、交通安全「愛のひと声」運動を推進する。

<p>職場・学校 では</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自転車安全利用五則」を周知し、交通ルール・交通マナー向上を図る。 ○ 中学・高校においては「自転車安全運転チェックシート」を活用し、自転車運転に係る基本マナーの定着と向上を図る。 ○ 交通事故に直結する交差点での一時不停止、信号無視違反、安全運転義務違反（傘差し、スマートフォン・イヤホン使用等）等の『自転車運転者講習制度対象危険行為（14 類型）』にする交通安全教育を行い、交通ルール・交通マナーの定着化を図る。 ○ 中学・高校生等も乗車用ヘルメットの着用を促進する。 ○ 自転車側が加害者となる事故に備え、損害賠償責任保険等加入の必要性に関する交通安全教育等を推進し、加入を促進する。 ○ MS 及びMS Jリーダーズを中心とした高校・中学生による自主的な交通安全啓発活動等を各地域、各団体等と共に推進する。
---------------------	--

ウ 資料

- ① 自転車運転者講習制度及び対象危険行為（14 類型）
別添資料 1…「らびい通信 14 号」
- ② 自転車事故に備えた主な保険
 - TSマーク付帯保険
自転車安全整備士による点検・整備を受けた自転車であることを示すマークに付帯された保険
 - 個人賠償責任保険
他人に怪我をさせるなど、法律上の賠償責任が発生した場合に備えた保険
 - 傷害保険
誤って転倒するなど自分の怪我に備えた保険

(2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

平成 27 年中の四輪車に乗車中の死者数は 43 人、うちシートベルト非着用者は 23 人（運転者 17 人、同乗者 6 人（うち後席 5 人））と全体の 53.5%（前年対比 8.5 ポイント増）を占めており、このうちの 18 人は、シートベルトを着用していれば死亡に至らなかった可能性があった。

シートベルト及びチャイルドシートの着用は、交通事故の発生時における被害の防止と軽減を図るために不可欠であることから、あらゆる機会を通じて 100 パーセント着用を目指し、後部座席を含めた全席における正しい着用の徹底を図るため、次の項目を推進する。

ア 推進項目

○ 後部座席のシートベルト着用徹底

平成 27 年中の後部座席の着用率は、運転席、助手席と比べ、一般道約 51%、高速道路等約 70%と低い結果であったことから、未だ県民の安全意識が低いことがうかがえる。

シートベルト非着用者の致死率は着用者の約 15 倍、後部座席で着用せずに車外放出となった場合の致死率は着用者の約 22 倍、チャイルドシート不使用での致死率は使用時の約 3 倍であり、こうした非着用の危険性を示すとともに、正しい着用が被害軽減効果の発揮につながることを、あらゆる機会を通じて広報・啓発し、“100 パーセント着用”を目指す。

また、高速乗合バス及び貸切バス等に乗車する際の全席シートベルト着用の徹底についても、各種広報啓発を推進する。

イ 推進要領

推進区分	推 進 内 容
運転者・同乗者は	<ul style="list-style-type: none">○ 「面倒だから」「すぐ近くだから」などと安易な気持ちを持たず、必ずシートベルトを着用する。○ 運転者は、自らシートベルトを着用し、後部座席も含めた全同乗者にシートベルト、6 歳未満の子供にはチャイルドシートを着用させ、着用を確認できたら出発する。○ 子供の体格に合ったチャイルドシートを選び、正しく使用する。(6 歳以上であっても、シートベルトを適切に着用するに足りる座高を有しない子供にはチャイルドシートを使用させる。)
家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none">○ シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果について家族で話し合い、全席着用と正しい使用を徹底する。○ 自動車で出かけるときは、「シートベルト・チャイルドシートを忘れないで」などの声掛けを徹底する。○ 法律(道路交通法第 7 1 条の 3)は全席シートベルト着用を義務付けていることから、一般道なら締めなくてよいといった誤った解釈をしないよう注意しあう。○ 全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について、その有効性を広報啓発し、地域が一体となってシートベルト等着用率 100 パーセント目指す。○ チャイルドシートの着用義務がない 6 歳以上であっても、シ

	シートベルトを適切に着用するに足る座高を有しない場合にはチャイルドシートを使用させる。
学校では	○ シートベルトとチャイルドシート着用の必要性と効果を伝え、自動車の同乗するときは、必ずシートベルトを着用するよう交通安全教育を推進する。
職場では	○ 車外放出などシートベルト非着用時の危険性を各種会合で話し合い、全ての座席のシートベルト着用を指導する。 ○ 安全運転管理者は、朝礼などにおいて、従業員に全席着用の必要性を繰り返し指導する。 ○ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者は、出発前におけるシートベルト着用の声掛け・確認などにより、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。

ウ 資料

- 全席シートベルト着用及びチャイルドシート利用義務の根拠法令
道路交通法第 71 条の 3（抜粋）

1 項 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の運転者は、座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。

2 項 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転してはならない。

3 項 運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児（6 歳未満）を乗車させて自動車を運転してはならない。

罰則・反則金…なし

違反点数…………… 1 点

(3) 飲酒運転の根絶

平成 27 年中の飲酒運転関係の死者数は 2 人（前年対比 3 人減）、人身事故件数は 81 件（前年比 2 件減）とわずかながら減少しているが、飲酒運転の根絶には至っていない。

飲酒運転は悪質で重大事故に直結する危険な犯罪行為であることを認識し、飲酒運転を根絶する気運を醸成し、飲酒運転をさせない環境づくりを図るために、次の項目を推進する。

ア 推進項目

- ① 飲酒運転をなくすための 3 つの約束の実践

飲酒運転は、「目的地が近かった」「少しぐらいなら大丈夫」など安易な考えから飲酒運転に及んでいるものが多く、根絶するためには、飲酒運転が非常に危険かつ悪質な犯罪であることを周知徹底し、運転者だけでなく周囲も飲酒運転を『しない』『させない』という強い意志を持ち、皆で協力することが大切である。

そのために、

約束 1…お酒を飲んだら運転しない（しない）

約束 2…運転する人にはお酒を飲ませない（させない）

約束 3…お酒を飲んだ人には運転させない（許さない）

という『飲酒運転をなくすための3つの約束』を県民一人ひとりが実践する。

② 社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進

飲酒運転は悪質な犯罪であり、地域社会全体で、飲酒運転を『しない』『させない』『許さない』とした飲酒運転根絶のための環境づくりを推進する。

そのために、

○ ハンドルキーパー運動

自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て『お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）』を決め、その人が仲間を自宅等まで送り、飲酒運転を防止する運動。ハンドルキーパーがいない場合や運転者が飲酒している場合には、公共交通機関や運転代行サービスなどを利用する。

○ 乗り合わせキャンペーン

飲酒が計画されている会合に出席する際、あらかじめ同僚や同一方面に住んでいる人と連絡を取り合い、車の乗り合わせや公共交通機関の利用を促進する。

公共交通機関が整備されていない地域では、ご近所、家族の送迎を奨励するなど地域・家庭ぐるみでの助け合い活動の展開を働きかける。

○ スリーチェックキャンペーン

チェック 1 「家庭では → 二日酔いの確認」

チェック 2 「職場では → 帰宅手段の確認」

チェック 3 「飲食店では → 運転者の確認（ハンドルキーパー）」

を推進する。

イ 推進要領

推進区分	推 進 内 容
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「これくらいなら」「少しの距離だから」などという安易な気持ち捨て、飲酒運転を絶対にしない。 ○ 飲酒を伴う会合には車で出かけず、公共交通機関、タクシー、運転代行サービス等の利用や家族に送迎を依頼する。 ○ 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量、飲酒時間に配慮する。
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さなどを家族で話し合う。また、飲酒運転の車に同乗しないことを家族で確認する。 ○ 飲酒が予想される会合等には家族が協力して送迎し、車で出かけるよう声をかける。 ○ 翌朝、車で出かける際に二日酔いでないか確認する。
地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種会合、行事等の機会に飲酒運転の根絶を呼びかけるなど、地域が一体となって、飲酒運転を『しない』『させない』『許さない』とした飲酒運転をなくすための3つの約束を実践する。 ○ 酒席の会合等を開催する際は、出席者に対しては車で来ないように案内する。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主、安全運転管理者などが中心となって、『ハンドルキーパー運動』『乗り合わせ・スリーチェックキャンペーン』など飲酒運転防止の指導を推進する。 ○ 飲酒を伴う会合等では、帰宅方法を確認する他、『飲酒運転車両に同乗しない』『飲んだ人に車を貸し与えない』ことを徹底する。 ○ 自動車運送事業者などの営業所においては、アルコール検知器などを利用し、飲酒運転の防止を推進する。
酒類提供者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車を運転する客に絶対酒類を提供しない。 ○ 飲酒した客には絶対車を運転させない。 ○ 飲酒運転根絶に関するチラシやポスターを掲出するなど、飲酒運転を根絶する気運の醸成に努める。 ○ 最初の接客時、客に帰宅手段、ハンドルキーパーの有無を確認する。

ウ 資料

○ 運転者

酒酔い運転

…行政処分：基礎点数 35 点、免許取消し・欠格 3 年
罰 則：5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

酒気帯び運転（呼気アルコール濃度 0.25mg/L 以上）

…行政処分：基礎点数 25 点、免許取消し・欠格 2 年
罰 則：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

酒気帯び運転（呼気アルコール濃度 0.15mg/L 以上 0.25mg/L 未満）

…行政処分：基礎点数 13 点、免許停止 90 日
罰 則：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

○ 同乗者・酒類の提供者

運転者が酒酔い運転の場合

…行政処分：免許取消し又は停止処分の対象
罰 則：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転の場合

…行政処分：免許取消し又は停止処分の対象
罰 則：2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

○ 車両の提供者

運転者が酒酔い運転の場合

…行政処分：免許取消し又は停止処分の対象
罰 則：5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

運転者が酒気帯び運転の場合

…行政処分：免許取消し又は停止処分の対象
罰 則：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

8 運動の進め方及び効果評価等の実施

各実施機関・団体は、相互の連携を図り、協力体制の確保に努め、地域と一体になった運動が展開されるよう組織の特性に応じた取組みを推進するとともに、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

交通マナー



ら ぴ い 通 信



平成 27 年 5 月 26 日 第 14 号

編集・発行:岐阜県警察本部交通部交通企画課(058-271-2424内線5035)

自転車運転者講習制度の新設！！

改正道路交通法の施行に伴い

平成27年
6月1日
から

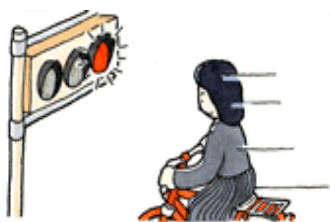
自転車運転中に 危険なルール違反 を繰り返すと

自転車運転者講習

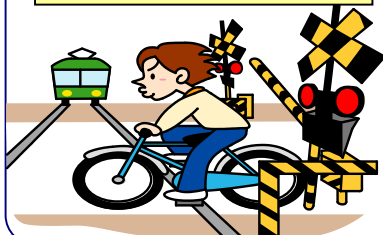
を受けることになります。

自転車運転者講習の対象となる危険行為

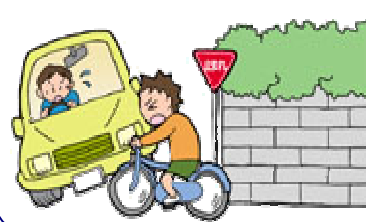
信号無視



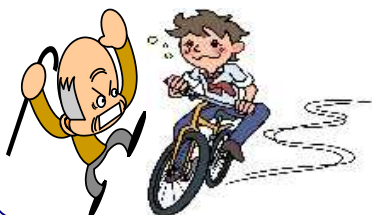
遮断踏切立入り



指定場所一時不停止



歩道通行時の通行方法違反

制動装置（ブレーキ）
不良自転車運転

酒 酔 い 運 転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度の流れ

※ 受講命令に違反した場合・・・5万円以下の罰金

① 自転車運転者が
危険行為をくり返す
● 3年以内に2回以上

② 交通の危険を防止するため、都
道府県公安委員会が自転車運転
者に講習を受けるように命令

③ 講習の受講
● 講習時間：3時間
● 講習手数料：5700円
(標準額)